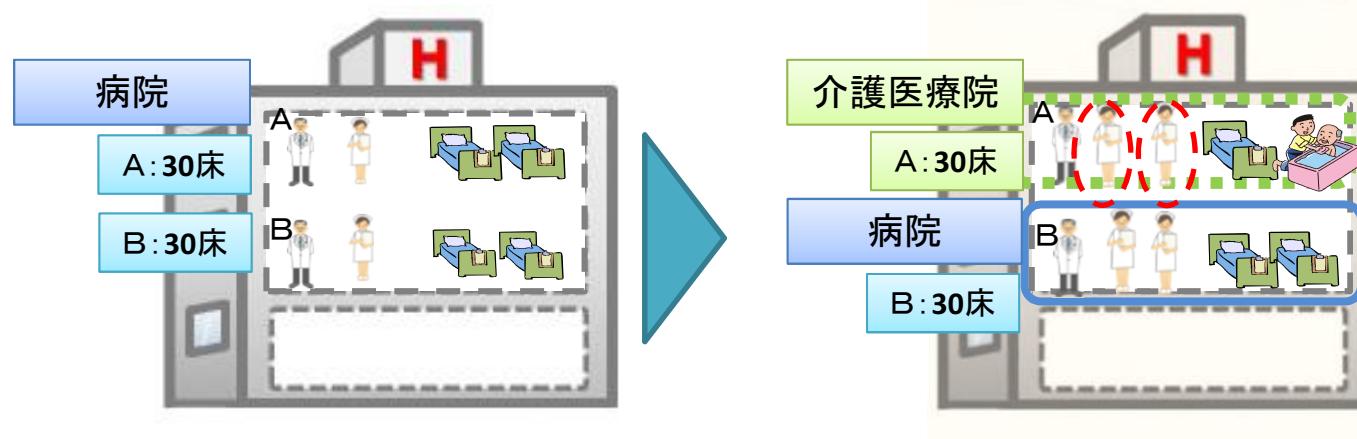


# 保険医療機関と併設する介護医療院における夜勤職員の員数の算定について

- 保険医療機関がその病床の一部を当該保険医療機関に併設する介護医療院等に転換した場合であっても、介護保険法上、介護医療院における夜勤職員数は2名を下回ることのないよう求めている。
- そのため、従来の解釈では、実態(全体の規模等)に変更がないにも関わらず、従前よりも夜勤職員数を多く配置する必要が生じる場合がある。

○具体例:1療養病棟60床を有する保険医療機関のうち、30床を介護医療院に転換する場合



○ 従来の解釈による夜勤職員の員数の取扱い

【転換前】保険医療機関2名 → 【転換後】保険医療機関2名 + 介護医療院2名 = 4名

○ 平成30年9月28日付け事務連絡の夜勤職員の員数の取扱い

【転換前】保険医療機関2名 → 【転換後】保険医療機関と介護医療院全体で2名いれば良い。

転換後の保険医療機関と介護医療院が全体で一体性を確保できていると認められ、一定の要件を満たす場合は、両施設全体で従前の保険医療機関で配置が求められていた夜勤職員数以上(当該事例の場合は2名以上)が確保できていれば、転換後の介護医療院における夜勤職員数は必要数が確保されているものとする。

# 保険医療機関と併設する介護医療院における夜勤職員の員数の算定について

## ○ 取扱いについて

・適切な医療と介護を提供する観点から、それぞれの施設が全体で一体性を確保していると認められる場合であって、次のすべての要件を満たす場合には、転換後の介護医療院における夜勤職員は必要数が確保されているものとして取り扱うこととする。

- ① 転換前の保険医療機関の療養病棟において、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の第2の2に定める夜間勤務の体制を採用していること。
- ② 転換前に療養病棟を2病棟以下しか持たない保険医療機関であること。
- ③ 転換後の介護医療院の入所定員は転換病床数以下であること。
- ④ 転換後の当該療養病棟に介護保険適用の療養病床を有していない場合。
- ⑤ 転換後の保険医療機関の病床数及び介護医療院の入所定員の合計が転換前の保険医療機関の病床数以下であること。
- ⑥ 転換後の保険医療機関における夜勤職員の員数と転換後の介護医療院における夜勤職員の員数の合計が、転換前の保険医療機関における夜勤職員の員数以上であること。
- ⑦ 転換後の当該病棟の医療保険適用の療養病床の夜勤職員との連携が確保されており、介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がないこと

## ○ 留意点

上記の取扱いは、転換後の介護医療院において夜勤職員の人員数が最低数である2名を下回らないよう求められる場合に生じる支障事例に対処するために整理しているものであることに留意されたい。